

三 田 市

令和8（10月）・9年度(令和8年10月1日～令和10年3月31日)追加登録

入札等参加資格審査申請書 提出要領（測量・建設コンサルタント等）

- 1 受付期間 **令和8年8月3日（月）～令和8年8月17日（月）**
入札等参加資格審査申請フォームにより申請（市ホームページに掲載）
※郵送での受付は行いません。
- 2 参加資格の有効期間 **令和8年10月1日～令和10年3月31日（1.5年間）**
※随時受付は行わないため、必ず期間内に申請してください。
※今回は令和7年4月に登録した名簿への追加登録の手続きとなります。（名簿に登録済みの方は申請不要）
- 3 提出書類 「提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）」のとおり
- 4 申請先 契約検査課に申請された方は、教育委員会、上下水道部及び市民病院への申請は必要はありません。
- 5 申請方法 **申請フォームのみの申請となります。窓口・郵送での受付は行いません。**
提出書類は提出一覧表（測量・建設コンサルタント等）により確認のうえ、番号順に1つのPDFデータとしてください。
※全提出書類は1つのPDFデータとしてください。ただし、申請フォームの1つの項目に添付できる容量は10MBまでとなっているため、容量が10MBを超える場合は、分割して添付してください。
PDFデータの名称は、「会社名（測量・建設コンサル）1～3.pdf」としてください。（末尾の数字：分割なしは数字なし、2分割の場合は1と2、3分割の場合は1と2と3）
- 6 参加資格 測量・建設コンサルタント等業務に関し、その営業について法律上必要とする登録等が令和8年10月1日現在において有効である者。（法律上必要としない場合は不要）
次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格は認められません。
(1)当該入札等に係る契約を締結する能力を有しない者
(2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3)三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号から第3号まで又は三田市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成24年7月1日施行）第3条各号に該当する者
(4)地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札等代理人として使用する者でその事実があった後3年を経過しない者
(5)徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除き、法人税若しくは申告所得税、消費税及び地方消費税、三田市内に本店、支店若しくは営業所等がある場合における三田市市税を滞納している者
- 7 審査結果 審査の結果、入札等に参加する資格を有する者として市が認定したときは、令和8年10月1日に有資格業者として名簿に登録します。
- 8 電子入札用IDとパスワードの交付 手元に電子入札用IDとパスワードがない方は、これを返送する返信用封筒1部を郵送してください。（交付を受けている方は不要）返信用封筒へは切手を貼り付けてください。
※郵送先：〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市総務部契約検査課 宛

9 注意事項

- ①虚偽の事項の記入等が認められた場合は、参加資格を取り消すことがあります。
- ②暴力、贈賄等不正行為により起訴されたときは、直ちに届け出てください。
- ③提出書類の提出後に、その内容について変更が生じた場合は、速やかに変更申請フォームで変更届を提出してください。（様式は三田市ホームページに掲載しています。受付番号記入のこと、窓口・郵送での受付は行いません。）
 取扱希望業種の変更の取扱について、下記の運用とさせていただきます。
 ※項目を追加する場合は、追加審査の受付期間に変更届を受付し、審査後名簿追加登録時に項目を追加します。（希望順位が3つに満たない場合は、最大3つとなるよう順位をつけることができます。）
 ※項目を削除する場合は、変更届を受付し削除します。（常時受付します。）順位を記載した項目の削除により順位が空白となった場合、下位順位の項目を順番に繰り上げます。
 ※項目の順位は、定期審査後の名簿一斉更新時に確定しますが、有効期間途中の順位の入替えはできません。
 ※詳細は三田市ホームページを参照ください。
https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/11/gyomu/nyusatsu_keiyaku/6/8/1113.html
- ④入札等参加資格者名簿は、三田市ホームページに掲載しています。
- ⑤提出書類の記載方法など、不明な点がございましたら、まずはQ & Aをご確認ください。
- ⑥その他、「三田市入札等参加資格審査要綱」を確認してください。

10 今後の予定

名簿の有効期間を3年間とし、全3業種（「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品・役務提供等」）の業種ごとにそれぞれ受付年度を設けることとしております。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
建設工事		有効期間 3年			有効期間 3年	
測量・建設 コンサルタント等		有効期間 2年		有効期間 3年		
物品・ 役務提供等	有効期間 1年		有効期間 3年			

- 11 問い合わせ先 三田市 総務部 契約検査課
 電話番号 079-559-5019 （電話をかける前に必ずQ & Aを確認してください。）

提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）

※提出書類は提出一覧表（測量・建設コンサルタント等）により確認のうえ、番号順に1つのPDFデータとしてください。証明書等については、スキャナー等で読み取りPDFデータとしてください。PDFデータの名称は、「会社名（測量・建設コンサル）1～3.pdf」を必ず入力してください。（末尾の数字：分割なしは数字なし、2分割の場合は1と2、3分割の場合は1と2と3）

	提出書類	様式等	
1	入札等参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	様式指定(①、②)	
2	営業に関し法律上必要とする登録等の許可書又は証明書	測量業者・・・測量法の規定による登録 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録規程の規定による登録 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程の規定による登録 補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録規程の規定による登録 建築士事務所・・・建築士法の規定による登録 計量証明事業者・・・計量法の規定による登録者 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法の規定による登録 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律の規定による登録 *該当する分についてPDFデータで取り込んでください。	
3	使用印鑑届	指定様式	
4	印鑑登録証明書	法人の場合・・・法務局発行のもの。 個人の場合・・・市町村発行のもの	
5	測量等実績調書	任意様式（参考様式あり。同一内容であれば任意の様式可）直近2年分	
6	技術者経歴書	任意様式（参考様式あり。同一内容であれば任意の様式可）	
7	代表者証明	法人	商業登記履歴事項全部証明書
		個人	「後見登記等に関する証明」、「破産に関する証明」（本籍地の市区町村）、 「登記されていないことの証明書」（法務局） ※「登記されていないことの証明書」は、法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明したもので、神戸地方法務局の窓口または郵送の場合は東京法務局で発行されます。 ※外国人の方は「住民票の写し」
8	財務諸表類	「貸借対照表」及び「損益計算書」・・・最新1年分の決算数値（任意様式）	
9	納税証明書	国税	税務署発行のもの 法人の場合・・・法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3） 個人の場合・・・所得税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の2）
		市税	三田市民課・各サービスコーナー発行のもの（写し可） ○三田市内に本社又は契約締結権のある営業所等を有する法人の場合・・・ ①法人市民税に係る令和6年10月1日を含む事業年度の納税証明 ②法人の固定資産税に係る令和7年度分の納税証明 ③代表者個人（三田市民の場合のみ）の三田市税（市県民税・固定資産税）に係る令和7年度分の納税証明 ○三田市内の個人事業者の場合・・・ 代表者個人（三田市民の場合のみ）の三田市税（市県民税・固定資産税）に係る令和7年度分の納税証明 *非課税で納税証明がないときは所得・課税証明を提出してください。 *固定資産税については、共有分は不要です。
		*法人設立等で納税証明書がないときは、その旨の申立書（任意様式）を提出してください。 *滞納がある場合は受付できません。	
10	資本関係・人的関係に関する調書	親・子会社等、役員の兼任状況等について記載してください。（書ききれない場合は別紙可）	
11	I S O認証取得証明	I S O認証取得証明を示す登録証の写し（認証取得の場合）	
12	確認チェックシート	指定様式	

入札等参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】①

令和 年 月 日

三田市長 あて

令和8・9年度に三田市で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加するに当たり、資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については事実と相違しないこと及び以下のことを誓約します。

競争入札等に参加するに当たり、公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るための連合などを一切行ないません。

申請書記載担当者（自治体からの連絡に対応できる方の情報を入力してください。）

該当する区分に○印を付けてください		本社 / 支店・営業所等 / 行政書士		メールアドレス	
担当者		電話番号			

※行政書士が代理申請する場合もこちらに記載してください。

入札、契約事務担当者

担当者		電話番号	
メールアドレス			

※メールアドレスは、入札（見積）通知を受け取るアドレスとしてください。

申請者	ふりがな					ふりがな		
	商号又は 名 称					代表者 職氏名	(職)	
							(氏名)	
	所在地	〒 -				電話番号	()	-
FAX番号						()	-	
従業員数		技術職員	事務職員	その他	合 計	うち雇用している障害者従業員		
		人	人	人	人	人		
ISO取得の有無		有 () ・ 無						

受任者（支店・営業所等に契約締結権限を委任する場合のみ記載）

私（申請者）は、下記の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する権限を委任します。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 見積書の提出及び入札参加に関すること。 | 4 代金請求及び受領に関すること。 |
| 2 契約締結に関すること。 | 5 復代理人の選任に関すること。 |
| 3 保証金及び前払金の請求、受領に関すること。 | 6 その他契約の履行に関すること。 |

受任者※	ふりがな					ふりがな		
	商号又は 名 称 (支店又は 営業所名等)					受任者 職氏名	(職)	
							(氏名)	
	所在地	〒 -				電話番号	()	-
FAX番号						()	-	

※ 委任されない場合は上記の受任者欄に斜線を引いてください。

〔登録等を受けている事業〕※登録を受けているものは右欄に○をつけること。

測量業者	○記入欄	補償コンサルタント	○記入欄
地質調査業者	○記入欄	建設コンサルタント	○記入欄
土地家屋調査士	○記入欄	不動産鑑定業者	○記入欄
建築士事務所	○記入欄	計量証明事業者	○記入欄

(記載方法について)

申請者の商号又は名称(法人名等)、代表者職氏名、所在地等を必ず記載していただくことのほか、担当者の氏名、連絡先を記載してください。

メールアドレスがない場合は、記入していただく必要はありません。

連絡先は、固定電話番号としてください。固定電話を設置していない場合は携帯電話番号でも結構です。電話での対応が困難であるなど障害者差別解消法に基づく合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載していただくこともできます。

入札等参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】②

(ふりがな) 商号又は名称	
------------------	--

〔技術職員等の数〕

※次の欄の下に、該当する資格を持つ**職員の数**を記載してください。

この場合、複数の資格をもつ職員については、それぞれの資格について数えてください。

したがって記入した職員の人数は、必ずしも実際的人数と一致しなくてもかまいません。

資格	一級建築士	二級建築士	電気工事士	電気主任技術者	消防設備士	建築設備士	空調設備士	衛生設備士	建築その他	技術士	測量士	測量士補	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	一級造園施工管理技士	二級造園施工管理技士	土地区画整理士	土木その他	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	補償その他	その他
人数																							

〔取引希望業種〕

※次の表から取引を希望する業務を選んで、その下欄に○印を入れてください。

このうち**希望順位の高い業務3種類**について、**1・2・3と順位を記載**してください。

記載がないものは確認が出来ませんので必ず記載してください。

土 木 コ ン サ ル																建築コンサル										
スポーツ施設設計	ポンプ場設計	下水道（シールド工法）	下水道設計	河川砂防	環境アセスメント	橋梁設計	区画整理	上水道設計	造園	造成設計	都市景観	都市計画	都市再開発	道路設計	農業土木	緑地・公園	意匠	衛生	機械設備積算	建築一般※	建築積算	構造	調査	電気	電気設備積算	冷暖房

← 希望業種○

← 希望順位欄

補償コンサル							測量			地質調査	その他調査等							その他
不動産鑑定※	営業補償・特殊補償	機械工作物	事業損失	土地調査	土地評価	物件	補償関連	航空測量※	測量一般※	地図の調整※	交通	商業	振動	水質	騒音	大気	土地	

※次の業務は、法律上の登録がなければ希望することはできません。

・測量の航空測量、測量一般及び地図の調整

・建築コンサルのうち、建築一般

・補償コンサルのうち、不動産鑑定

セールスポイント（得意とする分野等を記入してください。）

取扱希望業種の変更の取扱いについて、下記の運用とさせていただきます。

※項目を追加する場合は、追加審査の受付期間に変更届を受付し、審査後名簿追加登録時に項目を追加します。（希望順位が3つに満たない場合は、最大3つとなるよう順位をつけることができます。）

※項目を削除する場合は、変更届を受付し削除します。（常時受付します。）順位を記載した項目の削除により順位が空白となった場合、下位順位の項目を順番に繰り上げます。

※項目の順位は、定期審査後の名簿一斉更新時に確定しますが、有効期間途中の順位の入れ替えはできません。

使 用 印 鑑 届

使用印鑑	
------	--

上記の印鑑を、入札・見積、契約の締結、代金の請求及び受領、その他契約に関して使用したいので届け出ます。

令和 年 月 日

三 田 市 長 あて

申請者名

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

実印	
----	--

注) 1 申請者名は必ず代表者でお願いします。

2 受任者を定めたときは、受任者の使用印鑑を届けてください。

測量等実績調書

(登録業種区分)

(商号又は名称)

[illegible]

(記載要領)

この表に書ききれない場合は、エクセル上で行を追加するか、複数のPDFファイルに記載してください。

本表は、登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類別の各別に作成すること。

本表は、直近2年間の主な業務について記載してください。

下請については「発注者」の欄に元請業者名を記載し「案件名」の欄には下請案件名を記載してください。

金額は、消費税込みの金額を記載してください。

技 術 者 経 歴 書

(登録業種区分)

(商号又は名称)

氏 名	最 終 学 歴		法 令 に よ る 免 許 等		実 務 経 歴	実務経歴月数
	学校の種類	専攻学科	名 称	取 得 年 月 日		
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

(記載要領)

この表に書ききれない場合は、エクセル上で行を追加するか、複数のPDFファイルに記載してください。

本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。

「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。

「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。（例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）

「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

資本関係・人的関係等に関する調書

入札等参加資格申請日現在、入札参加資格者間における資本関係・人的関係等は、つぎのとおり相違ありません。

令和 年 月 日

三田市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

資本関係・人的関係等の有無
(該当に☑をしてください。)

- ☐ 競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係等は、ありません。
☐ 競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係等は以下のとおりです。

1 資本関係

① 会社法第2条第3号の2及び第4号の2の規定による親会社等又は子会社等について

商号又は名称	

② ①に記載した親会社等の他の子会社等(自社を除く)

商号又は名称	

2 人的関係

役員の兼任状況

当社の役員		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

※「役員」は、会社の代表権を有する取締役(代表取締役)・取締役(社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。指名委員会等設置会社にあつては執行役又は代表執行役)・持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者・民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人。(※取締役には、非常勤を含む。※監査役、会計参与、執行役員は該当しない。)
※会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合も含む。

3 その他

① 所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社

商号又は名称	所在地	関係

② 本市入札に関わる営業活動に携わっている者が同一である他の会社

商号又は名称	所在地	関係

③ 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社

商号又は名称	所在地	同一内容(○をつけること)
		電話・FAX・メールアドレス・他()
		電話・FAX・メールアドレス・他()

三田市入札等参加資格審査申請書に必要な書類 確認チェックシート（測量・建設コンサルタント等）

申請書の提出の際は、書類や記載漏れ等がないか確認し、担当者チェック欄に☑のうえ、提出してください。

	提出書類の確認内容等	担当者チェック欄
1	必要書類【提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）】は全て整っていますか。	☐
2	申請書①、②と申請フォームの内容は一致していますか。	☐
3	手元に電子入札用IDとパスワードがない方は、これを返送する返信用封筒1部の郵送準備はできていますか。（交付を受けている方は不要）	☐
4	提出書類には日付（記入日）が入っていますか。	☐
5	商号又は名称、所在地と郵便番号、代表者の職名と氏名（ふりがなを含む）、電話番号、FAX番号に記載漏れ及び記載誤りはありませんか。	☐
6	申請書①従業員数及びISO取得の有無に記載漏れはありませんか。	☐
7	申請書①受任者を設ける場合、受任者欄に商号又は名称、所在地と郵便番号、受任者職氏名（ふりがなを含む）、電話番号、FAX番号に記載漏れ及び記載誤りはありませんか。	☐
8	申請書①登録等を受けている事業に○がついているものについて、許可又は証明書はありますか。	☐
9	申請書②商号又は名称は記載していますか。	☐
10	申請書②技術職員等の数は記載していますか。	☐
11	申請書②取引希望業種に○及び順位を記載していますか。	☐
12	使用印鑑届の実印が印鑑証明書の印と同じになっていますか。	☐
13	使用印鑑届の使用印鑑欄及び実印欄の両方とも押印していますか。	☐
14	印鑑証明書の発行日は3か月以内ですか。	☐
15	代表者証明（商業登記履歴事項全部証明書）はありますか。また、証明書の発行日は3か月以内ですか。	☐
16	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）はありますか。	☐
17	納税証明書（法人税・消費税 その3の3又はその3の2）はありますか。	☐
18	納税証明書は発行から3か月以内ですか。	☐
19	申請書に記載のISO番号と添付されたISO登録証は同じですか。	☐
20	資本関係・人的関係等に関する調書はありますか。	☐
21	添付書類は提出一覧表（測量・建設コンサルタント等）により確認のうえ、番号順に1つのPDFデータとなっていますか。	☐
22	添付書類のPDFデータの名称は、「会社名（測量・建設コンサル）1～3.pdf」となっていますか。（末尾の数字：分割なしは数字なし、2分割の場合は1と2、3分割の場合は1と2と3）	☐
23	令和8年9月30日までに参加資格を却下する旨の連絡がない場合は、有資格登録名簿に登録されていることを理解しています。	☐

入札等参加資格審査申請関係Q & A

種類	質問	回答
コンサル	本社、支店の両方で申請できないか。	本社、支店のどちらか一方でしか申請できません。
2	登記上の住所と実際の住所が異なる場合、どちらの住所を書けばよいか。	2 段書きにし、登記上の住所と実際の住所を記入してください。
3	委任状の様式がないが任意様式での提出は必要か。	委任に関する事項は入札等参加資格審査申請書に含めておりますので別紙での提出は不要です。
4	使用印鑑が実印と同じ場合は。	使用印鑑と実印の両方に押印してください。
5	使用印鑑が「会社の印」（丸印）という名称のものでもよいか。	実印によって、会社の方で認められていれば結構です。
6	土地家屋調査士と不動産鑑定士で使用印鑑が違う。	それぞれの使用印鑑届を提出してください。
7	申請書の委任事項について、契約代金の受領のみ本社で行いたいのでその部分だけ削除してよいか。	申請書で提示している内容については、全て委任となります。口座のみ本社名義のときは債権者登録の口座情報で対応してください。
8	受任者商号又は名称の欄はどう記載するのか。	〇〇支店、〇〇営業所と記載してください。
9	受任者職氏名の欄はどう記載するのか。	支店長 〇〇〇〇、営業所長 〇〇〇〇などと記載してください。
10	従業員数はパートを含むのか。	3 か月未満の短期雇用は除いてください。
11	従業員数の基準日はいつ時点か。	申請時点としてください。
12	従業員数の欄で雇用している障害者従業員の人数はどのように算定するのか。	実人数としてください。
13	I S Oを本社で取得している。委任先の支店では取得していないが証明は付けた方がいいのか。	本社のものを提出してください。相互認証はされていなくても結構です。
14	取引希望業種の項目に当てはまらない場合はどうすればよいか。	その他に○をして、セールスポイント欄に詳細を記入してください。
15	測量等実績調書、技術者経歴書は会社で作っているものでよいか。	同じ内容であれば会社の様式で結構です。
16	法人設立後間もないため、まだ財務諸表がない。	その旨の申立書を提出してください。申立書には会社名、実印または使用印鑑による押印が必要です。

入札等参加資格審査申請関係Q & A

種類	質問	回答
17	国税の納税は何年分が必要か。	その3の3又はその3の2を取得すれば、これまですべての未納なしの証明となります。（概ね3か月以内に取得した未納のない証明であれば、年度は問いません。）
18	代表者個人の納税証明について年度途中で代表者が代わった場合は前任の納税証明は必要か。	申請時点での代表者の納税証明だけで結構です。
19	国税の納税証明書は、電子申請ができますか。	国税の納税証明書は、電子申請で交付請求も可能です。（詳しくは、e-Taxホームページ「 https://www.e-tax.nta.go.jp/ 」をご覧ください。）
20	三田市税の納税証明は固定資産税の共有分は必要か。	共有分は必要ありません。
21	三田市の納税証明書等は、電子申請ができますか。	三田市の納税証明書等で電子申請にて交付請求できるものもあります。詳しくは、三田市ホームページ「 https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/16/gyomu/todokede_shomei/3/19279.html 」をご覧ください。
22	証明書の有効期限は。	申請書の提出日から、概ね3か月以内のものでお願いします。
23	上下水道部、教育委員会、市民病院には別途必要か。	契約検査課のみへの申請となります。
24	登録証明書は以前に取得したものでもよいか。	出来れば3か月以内のものでお願いしたいですが、内容に変更がなければそれ以外でも結構です。
25	資本関係・人的関係等に関する調書について、関連会社が多くあるがどこまで記載すればいいか	当市に審査申請される会社のみ記載してください。ホームページに名簿を公表していますので、参考にしてください。
26	資本関係・人的関係等に関する調書について、他の部門に登録している関連会社があるがそれも必要か	同一部門（測量・コンサルなら測量・コンサル）の会社だけ記載していただければ結構です。